

# 公娼制度と救世軍の廃娼運動一考

## —現代に至る人身売買の存続要因を考える—

石原 歩

はじめに

今日、人身売買が世界規模で深刻な課題になっている。

人身売買は、人間を誘拐などの強制手段や甘言によって誘い出し、移送し、金銭などによってこれを売り払う行為を指し、人の密輸ともいわれている。

アメリカ国務省の『人身売買に関する年次報告書』（2004 年度版）によると、日本は「Tier2」（人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している国）に分類され、人身売買の目的国、供給国、通過国であることが指摘されている。

報告書は、賃金不払い、長時間労働、パスポートを取り上げるなどによって移動の制限を行い、中国、東南アジア出身者の人権を侵害し、暴力団組織が性風俗産業で外国人女性を強制労働させている実態を紹介し、日本政府の不備を指摘する。

これを受けて 2004 年 12 月 7 日に発足した「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」は「人身取引対策行動計画」を発表し、2005 年 6 月「人身売買罪」が新設された。

人身売買罪は刑法 226 条の 2 に規定され、買い受け側には 3 月以上 3 年以下の懲役、未成年者の買い受けは 3 月以上 7 年以下の懲役、営利・わいせつ・結婚又は生命若しくは身体に対する加害目的の買い受けは 1 年以上 10 年以下の懲役、売り渡し側には 1 年以上 10 年以下の懲役、所在国外移送目的の売買には 2 年以上の有期懲役を定めている。

しかし、日本の取り組みは未だ不十分であるとされ、2012 年の報告書でも「Tier2」に分類され、これは 2001 年から変わっていない。

日本だけではなく世界中で人身売買撲滅に関する様々な条約、規制などが制定されているが、一向に解決の兆しは見え、解決は難航している。

このような状況を打破するためにも、人身売買が存続する要因についての検討が必要であると考える。

本考察ではこのような問題意識を基に、日本における人身売買、公娼制度の歴史がどのようなものであったかを概観し、「賞賛すべき業績」<sup>(1)</sup>として評価される救世軍の廃娼運動を取り上げ、救世軍がどのように廃娼運動を行ったのかについて見ていく。そして、救世軍の廃娼運動の意義・課題の考察を行い、人身売買が存続する要因についての検討を試みることにする。

ところで、この考察は、わが国における現代の人身売買に関する研究のなかで、日本の人身売買、公娼制度の歴史や実態、救世軍の廃娼運動を踏まえたものは未だ十分に体系的に研究・論述されていないことに一因をおく。

さて、公娼制度とは国家が女性を売春婦として稼ぐことを許可する制度であり、この制度そのものは諸外国に多く見られた。しかし、日本の公娼制度は貧困、宗教的思想などが複雑に絡み合い「貧しさから逃れるために親が子を売る」という人身売買的道德観が基盤にあり、諸外国とは異なる性質を持っていた。これらの特質ともいべき考え方は、江戸時代、幕府直営の遊廓が設置され、そこに公娼制度が確立したことで裏づけられる。

公娼制度のもとで娼妓たちは「商品」として扱われ、楼主に逆らうことは許されなかった。劣悪な環境の中で客に体を売り、耐え切れず逃亡を試みても、連れ戻され凄惨な私刑を受け、死に至ることも珍しくなかったとされる。

この公娼制度の廃止を目指し立ち向かったのが、救世軍などの廃娼運動である。救世軍はイギリスに本部を置くキリスト教（プロテスタント）の団体であり、軍隊の組織を採用したのが特徴で、山室軍平が東洋最初の司令官になった。

救世軍の廃娼運動は娼妓の自由廃業を促し、廃業後の衣食住の確保、就労への支援などを行った。遊廓の楼主には遊廓の撤退を訴え、世論にも公娼制度がいかに不条理かつ、理不尽なものであるかを訴えた。これが「賞賛すべき業績」、「ヒューマニズムの権化」<sup>(2)</sup>、「女性解放の先駆」<sup>(3)</sup>など高い評価を受け続ける大きな要因であると考えられる。

廃娼運動という一大運動が行われ、売春防止法が1957年に施行されたことで日本の公娼制度に終止符が打たれることになった。

しかし、このような運動が過去にあったにも関わらず、わが国では人身売買は未だに解決せず、諸外国からも厳しい批判を受けている。したがって本考察では、人身売買、公娼制度、救世軍の廃娼運動の歴史的な検証と救世軍の廃娼運動の意義と課題の整理を踏まえて、人身売買が存続する要因について一考することを目的にしたい。

## 第一章 日本の人身売買、公娼制度の歴史とマリア・ルス号事件

本章では、日本で公娼制度がどのように発展し、その慣習はどのようなものであったかを概観する。日本の公娼制度の起源は、古代から行われた人身売買であると考えられる。

古代では奴隸的身分の人々が主に売買の対象にされ、人身売買が一般化していく。中世からは人商人と呼ばれる者が現れ、「勾引」や「子取り」と称する略取、誘拐も横行した。

江戸時代では、幕府直営として遊廓が形成された。そして、日本の公娼制度を外国から「奴隸制度」として指摘されたのが「マリア・ルス号事件」である。

### 1 古代（飛鳥、奈良時代）

当時の売買は良民を売り奴婢とすることを意味していた。<sup>(4)</sup>

しかし、良民と賤民がみだりに混合することは人民管理上で不都合であり、子女を売買する行為を放置するわけには行かなかった。ここから、律令制における人身売買に関する原則は良民の売買を禁じ、奴婢の売買を認める事になった。<sup>(5)</sup>

また、祖父母父母が子孫を売る罪は軽かった。生活苦を理由に親が子を売ることは、貧困から逃れるための手段として一般的であった。儒教では「孝」の徳目が尊重され、親の義務より子の義務が強調され<sup>(6)</sup>、これが中世以降も続いていき、経済的発展をしていく。

## 2 中世（平安、鎌倉、室町時代）

初めて遊女を「公娼」として公認するようになったのは源頼朝と言われている。風紀が乱れて遊女の取り締まりの必要性を感じたことから始まり、1193年に御家人の里見義成を「遊女別当」に任じた。主な職務は公娼の管理だったが、芸が達者な由緒ある遊女は「女官」として採用され、宴会などでサービスをするようになった。この「女官」の採用も別当の役目の1つとも考えられる。公娼に縛られたことで、貧しい農民などの娘たちが売られるようになり<sup>(2)</sup>、「勾引」や「子取り」と称する略取、誘拐が横行した。<sup>(8)</sup>

貨幣経済の発展に伴って、人身を担保とする融資も行われた。様々な事情で自由を失った人々が下人となり、労働力や主人の所有物になり、売買の対象になった。

人身売買が産業として定着していき、略取した人間を売る行為は「人売り」、仲買人は「人商人」や「売買仲人」と呼ばれた。人は「商品」としての価値を持ち、貨幣による身売りや売買が一般的になった。

## 3 江戸時代

遊廓は風儀のための統制、徴税による管理はされたことはあるが、根絶する動きはみられなかった。<sup>(9)</sup>

吉原遊廓の許可を得るにあたり、遊女屋の主人である庄司甚右衛門などは遊廓設置の根拠として「一箇所に纏めることで遊客の取締りが容易になる」「人勾引の防止」「悪党の詮議に便がある」を挙げた。<sup>(10)</sup>

遊廓を幕府公営にすることで上納金を受け取れ、市中の遊女屋をまとめて管理する治安上の幕府側と、市場の独占を求める一部の遊女屋の利害が一致し、遊廓は江戸幕府の公営として始まった。

公娼制度が確立したことで幕府は勾引を死罪とし、奴隸的身分も廃止された。しかし、年貢上納のための娘の身売りは容認したため、遊女奉公が広まった。<sup>(11)</sup>

遊女奉公では、遊女になる娘は前借金と呼ばれる身代金を負わされ、楼主の裁量で様々な利子が加算され、遊女を拘束した。遊女奉公は私娼でない限り合法的行為で、親や家の為に勤めに出る娘は封建社会においては孝行者だった。<sup>(12)</sup>

江戸時代で仲介業者は女衞と呼ばれ、身売りの仲介の他に人さらい・誘拐などで女性を集めていた。女衞への取締令はあったが、すでに廓内外に根を張っていた女衞は法の網をかいくぐって悪事を尽くしていた。<sup>(13)</sup>

江戸時代は年貢を納めるための身売りを合法と認め、人民は生活苦から娘や妻を売ったことから、身売りは一般的な行為であったと見ることができる。国も人民も公娼制度そのものが古代、中世から続いていた人身売買の慣習によって浸透し、存在自体を疑問に思わなかったと考えられる。

そこに、外国からの指摘がなされることになる。

## 4 マリア・ルス号事件

日本で娼婦の存在が問題視され、救世軍が廃娼運動に着手したきっかけは、1872年6月に起きた「マリア・ルス号事件」であった。これは横浜港に停泊中のマリア・ルス号（ペルー船籍）内の中国人を奴隸であるとして日本政府が解放した事件で、日本が国際裁判の

当事者となった初めての事例である。<sup>(14)</sup>

中国の澳門からペルーに向かっていたマリア・ルスが横浜港に修理の為に入港してきた同船には鉱山の使役の為に中国人奴隷 231 名が乗船していたが、数日後過酷な待遇から逃れる為に一人の中国人が海へ逃亡しイギリス軍艦(アイアンデューク号)が救助した。イギリスはマリア・ルスを「奴隷運搬船」と判断し日本政府に対し救助を要請した。<sup>(15)</sup>

官僚の中には「触らぬ神に祟りなし」として頓着しない方が良いという反対もあったが、当時の副島種臣外務卿は大江卓神奈川県権令に中国人救助を命じ、マリア・ルスに乗船している中国人救出のため法手続きを決定した。<sup>(16)</sup>

マリア・ルスは横浜港からの出航停止を命じられ中国人全員を下船させた。船長は判決を不服とし、中国人の「移民契約」履行請求の訴えを起こし中国人をマリア・ルスに戻すように訴えた。この訴えに対し 2 度目の裁判では移民契約の内容は奴隷契約であり、人道に反するものであるから無効であるとして却下した。<sup>(17)</sup>

この裁判の審議で船長側の弁護士ディッキンズが日本の公娼制度を「人身売買が公然と行われており、奴隷売買を非難する資格がない」と批判した。これにより日本は、公娼制度を廃止せざるを得なくなった。<sup>(18)</sup>

同年 10 月 2 日に芸娼妓解放令(太政官第 295 号の布告)が出される契機となった。裁判により、中国人は解放され中国へ帰国した。9 日には雇い主の資本金を全額取り上げなど定めた第 22 号の布告を出した。

この章では、日本の人身売買の歴史、公娼制度が確立するまでの背景とその実態、マリア・ルス号事件で公娼全廃へと動き出したことについて概観した。古代、中世の人身売買が江戸時代の公娼制度に強く関係していることを踏まえて、公娼制度の基盤は大きく 2 つ挙げられる。

1 つは、古代における人身売買的道德観である。「凶作などによる貧困」「身分格差社会」「子の義務が強調された儒教的思想」が複雑に絡み合い、子が親のために身を投げることは美德であるという人身売買的道德観が根付いた。

2 つ目は、中世で頭角を現した仲介業者の存在である。仲介業者は人を「商品」として価値をつけ、買い手の需要を満たすような「商品」を探し、時には法で禁止された拉致・誘拐を働き、人身売買が経済活動として定着した。公娼制度においても、仲介業者は買い手である楼主と強固な協同的關係を結んでおり、公娼制度を維持させた要因の 1 つと見ることができる。

これを踏まえて、次に救世軍の廃娼運動がどのように行われたのかを見ていく。

## 第二章 救世軍の廃娼運動

本章では、救世軍の廃娼運動がどのように行われたかを時代別にみていく。廃娼運動は明治時代に始まり、大正時代で国家、国民に周知されるようになったが、昭和時代で国家が侵略戦争に向かい、廃娼運動はおろか、救世軍の存在が国家にとって敵とみなされるようになる。

## 1 明治時代

救世軍は1900年から、身売りされた女性を助けるために「廃娼運動」を開始した。

同年8月1日に発行された『ときのこえ』は主に廃娼運動について深く取り上げ、娼婦や女郎に堅気に生きることの尊さを分かりやすく説き、救世軍が相談に乗り、身を堅めるまでの世話をする事を述べた『女郎衆に寄る文』<sup>(19)</sup>、天の使いが一人の遊女に「器量自慢」「手練手管」を戒め、貞操を売って毎日を生きる事への不都合を説き、救世軍が教える真の神様を信仰することで改心できる事を絵を交えて述べた『天使いの聲』<sup>(20)</sup>などを掲載した。それは、仮に遊廓から開放されたとしても、貧困の家庭から売られてきた女性は行き場所がなく、職業の訓練どころか基礎的な教育も十分に身につけていなかった。そこで救世軍は女性にまず寝食の場を与え、そして、読み書き、そろばん、裁縫の技術などを教えて就業支援をした。これに貢献したのは婦人救済所所長で、軍平の妻である機恵子の存在が大きかった。

救世軍の活動に対して遊廓側は暴力団による襲撃で対抗した。遊廓側は『ときのこえ』の押収や、遊廓に向かう道中で襲撃するなどの行為に及んだ。<sup>(21)</sup>

これらの事件が報道され、また『ときのこえ』を読み、救世軍の活躍に一般市民、有識者、政治家などの注目度が上がった。このような中、洲崎遊廓での運動中にイギリス人で救世軍少佐のデュースが暴徒によって傷を受けた。それは、日英同盟の準備を進めていた政府にとっても看過できない問題にも発展したが救世軍が訴えることをしなかったため、国際問題に発展する事はなかった。これを一因として、政府は救世軍に対する妨害行為を強く取り締まることになった。<sup>(22)</sup>

1900年10月2日、娼妓取締規則が制定された。これには、女性の意思に反する監禁を禁止する規則が盛り込まれ、それまでは、楼主と遊廓役員の押印がなければ廃業届は受理されなかったが、押印がなくても娼妓が自由意思で廃業できるようになった。<sup>(23)</sup>

1900年に行われた廃娼運動の結果、1899年に全国で52,274人いた娼妓が、1901年には40,195人までに減少した。<sup>(24)</sup>

1911年7月8日に、公娼全廃運動の期成を目的として「廓清会」が組織された。会長は救世軍の取り組みを積極的に取り上げていた東京横浜毎日新聞社長の島田三郎であり、講演には山室軍平を初め、安部磯雄、大隈重信、矢嶋楫子、島田三郎、田中正造等が参加した。<sup>(25)</sup>

さらに娼妓取締規則が改正され、業者側の罰則強化がなされた。<sup>(26)</sup>

## 2 大正時代

明治時代に始まった廃娼運動を受け、国内に公娼全廃を訴える世論が徐々に現れた。しかし、貸座敷業者なども公娼制度の正当性を訴えた。大正時代では、救世軍などの公娼全廃論と貸座敷業者などの公娼存続論が激しい議論が交わされた。

1918年の第25回帝国議会で廃娼問題が初めて取り上げられ<sup>(27)</sup>、1926年5月3日に警察部長会議で公娼問題が討議された。そこで、公娼制度は道理に合わず、廃止が急務であると論じられた。<sup>(28)</sup>

7月23日に、廓清会と矯風会の主催で「公娼廃止演説会」が行われ「公娼廃止に関する決議文」が読み上げられ、同会では山室軍平も語った。<sup>(29)</sup>

また7月28日には、大阪朝日新聞社主催で「公娼問題研究会」が開かれ、招かれた顔ぶれは山室軍平の他に矯風会の林歌子、遊廓取締5人、貸座敷業者で大阪府会議員であるもの等計20人が参加し、公娼は撤廃するか改善するか、もし撤廃するなら善後策はどうするか、改善するならどの点かについて討議された。この席で軍平は遊廓取締5人と大阪府会議員に速やかに廃業し、娼妓解放を勧告した。<sup>(30)</sup>

### 3 昭和時代

昭和時代に入って、救世軍の活動は警察への要請、知事などへ公娼全廃を訴えるなどで更に廃娼への気運が加速し、世論も公娼廃止へと動いていった。しかし、国全体が戦争体制へ転換する時、救世軍そのものの立場が危うくなった。

1928年12月6日には、他にも日本唯一の廃娼県だった群馬県の他に埼玉県で公娼廃止に関する建議案が通過した。さらに12月26日、福島県、福井、秋田県でも公娼廃止を決議した。また、救世軍が大阪府会議長に2,118名の公娼廃止正願書を提出、東京でも3,161名の公娼廃止正願書を提出し、東京府知事と警視総監にも公娼廃止陳情書を出した。<sup>(31)</sup>

1929年に入ると、多くの新聞が自由廃業や廃娼運動に対して積極的な姿勢をとるようになり、不幸な婦人たちが必死の思いで自由廃業を願っても楼主側がいかに妨害するか、警察官が楼主側に便宜を与えている事を指摘し、善処を訴えている。<sup>(32)</sup>

この時丸山警視総監が貸座敷業増設願いを受けず、今後も許可しない方針を表明した。<sup>(33)</sup>

1929年に保護した婦人は127人に上り、退所した後は、奉行に出した者45人、結婚させた者36人、親元・親族に引き渡した者35人になった。警官、楼主らに連れ戻され不結果に終わった者は4人いた。<sup>(34)</sup>

1931年に自由廃業を志す人数が多くなり、警察署と楼主が組んで自由廃業を妨害する事が次第に減ってきた。<sup>(35)</sup>

1929年から1933年の4年間に救世軍を頼って廃業した婦人700人のその後を見ると、最も多いのが結婚して家庭を営んでいる者336人で、次に親元で家事手伝いが156人、他家で奉公している者57人と続く。連れ戻されて醜業を営む者も11人と少なからずいた。<sup>(36)</sup>

救世軍が廃娼運動を始めた1900年から1937年までの37年間で、自由廃業を遂げ堅気に生きる婦人は8000人に達し、廃娼を決議した県は23になったが、実施県は群馬、埼玉、長崎、青森に留まった。<sup>(37)</sup>

1936年の二・二六事件により軍部の政治的発言力が一層強化され、戦争へ拍車をかけることになった。<sup>(38)</sup> 同時に宗教弾圧が行われ1939年から1940年にかけて救世軍排撃運動が激化した。宗教弾圧の要因は日英関係の悪化、反米思想、そして軍部、右翼の矛先がキリスト教に向けられたことによる。また軍部らの小冊子配布等の広報活動や右翼議員による反救世軍議会工作が進められることになった。1940年3月13日、山室軍平が亡くなり救世軍の活動は自粛を余儀なくされた。<sup>(39)</sup>

本章では、救世軍の廃娼運動に焦点をあてて活動の実態や、時代ごとの変化をみてみた。公娼全廃という考え方自体が最初から歓迎されるものではなく、数多の困難を経て徐々に廃娼論が広がった。古代より長く続いた人身売買から「貧困から逃れるために親が実の娘を売る」という歪んだ道徳観が美德とされた。中世ではこの道徳観を受け入れるかの如く、

人身売買が経済活動として成立し、公娼制度確立の基盤となった。日本の公娼制度は国際的に見ても稀有であった。この風潮の中、救世軍の廃娼運動は国家の一制度である公娼制度そのものに立ち向かった。しかし、救世軍の廃娼運動は仲介業者の存在を指摘できなかったと考えた。歴史的に見ても、人身売買を行う上で仲介業者の存在は大きいにもかかわらず、仲介業者の罰則の効力は弱かった。公娼制度においては、仲介業者と貸座敷業者側の関係は、相互で強く結びついていた。廃娼運動は仲介業者の存在も悪であると厳しく指摘する必要があったと考えられる。

### 第三章 救世軍の廃娼運動の意義と課題

これまで、人身売買の歴史をたどり公娼制度が成立した背景を概観し、各時代に分けて廃娼運動の有様を見てきた。本章では、廃娼運動の意義と課題について考察していく。

#### 1 意義

廃娼運動の意義は国家に公娼全廃を訴え、人身売買的道德観の打破を目指し、聖書の教えに基づく道德観を訴えることで、日本の道德観を変えようとしたことにあると考えた。

「貧困から逃れるために親が子を売る」という人身売買的道德観は、諸外国から「奴隷制度」と見られていたことをマリア・ルス号事件で露呈した。この現状を救世軍は聖書の教えに基づき、日本に根付いた人身売買的道德観の打破に向けて、男女の道德観のあり方を切実に、力強く訴えていた。キリスト教は純潔や貞操を重要視していることから、公娼制度の基である人身売買的道德観は打破すべきであり、正しい男女間の貞操観の根本的な変革を訴えた。

救世軍が命を懸けて国家に公娼全廃を訴えたことは、娼妓の自由廃業を促し、品行方正な生き方を勧めただけではなく、楼主などからの攻撃に怯まず、聖書に基づく男女間の貞操を重んじる道德観を訴え、国家が保っていた人身売買的道德観の打破につながる壮大な運動であった。救世軍の廃娼運動は国家に公娼制度という「旧来の陋習<sup>ろうしゅう</sup>」からの脱却を唱えた革命的な運動であったといえる。

#### 2 課題

聖書の教えという基盤と娼妓を救いたい一心があっただけでこそ、救世軍の廃娼運動は実現し、世論に公娼全廃を訴えた。しかし、救世軍の廃娼運動をもってしても、働きかけが弱かった存在があった。それが、人商人や女衞などと呼ばれた売る側と買う側を仲介する業者である。仲介業者の存在は中世で人商人、売買仲人などが頭角を現し、人身売買を生業としていた。歴史を概観した中で人身売買と仲介業者の関係が強固なのは明らかである。

仲介業者の指摘が行き届かなかった要因を、救世軍が「仲介人も公娼制度に依存して存在しているのだから、公娼全廃が達成されたら自然に消滅する」という考え方の元に廃娼運動を進めたためと考えた。

公娼全廃を達成することで、仲介業者はこれまでのように仲介・斡旋稼業が出来なくなる。廃娼運動を通じて国民の意識が公娼全廃に傾き、世間体も悪くなり、行く宛を無くした仲介業者は自ら改めるという考えが救世軍の中にあっただと考えられる。『ときのこえ』に

も仲介業者への強い指摘は言及されておらず、娼妓の自由廃業の訴えや、世論へ公娼全廃を論じることが多く見受けられた。

救世軍は考え方として、仲介業者の存在が公娼制度を存続させる大きな要因と捉えるべきだった。仲介業者への摘発も、公娼全廃に不可欠という認識を持って廃娼運動を展開する必要があったと考えられる。国家に蔓延った人身売買的道德観の打破と同様に、仲介業者の指摘も断固として行い、公娼全廃を訴えることで、公娼制度の基にある人身売買の撲滅につながったのではないか。

## おわりに

日本には長きにわたり公娼制度が存在し、救世軍は廃娼運動を通じて、公娼制度の基盤にある人身売買的道德観を打破し、正しい道德観のあり方を訴えた。しかし、仲介業者への取り組みの弱さがあり、仲介業者の指摘も公娼全廃に必要不可欠であると断固として行う必要があった。仲介業者への指摘の弱さは、現代の人身売買にも通じるものがあると考えられる。

現代の人身売買において、売り手と買い手を仲介する役割の一端を担う存在は多岐に渡る。例えば、暴力団組織が売買の仲介を担うことがある。2007年に風俗店の女性従業員が遅刻や無断欠勤を理由に、暴力団員の同風俗店経営者に「罰金」と称して架空の借金（約150万円）を通告され返済を迫られ、女性は拒否して逃走するも同暴力団員に捕らえ、別の風俗店に売り渡される事件が発生した。栃木県警が暴力団員と風俗店を人身売買罪を初適用して逮捕・検挙した。<sup>(40)</sup>

なかには、親が自分の娘を売るような行為も見られる。自分の娘の裸を写し、写真を販売したとして、宮城県警岩沼署などは児童買春・ポルノ禁止法違反容疑で札幌市の無職女（27）を逮捕した。県警は自分の子供の裸を撮影させたとして母親や親族を逮捕しており、関連捜査で新たに分かったという。2009年9月14日、女の自宅で、4歳の娘を裸にしてカメラ付き携帯電話で撮影し、東京都世田谷区に住む会社経営者の男（41）に画像6枚を送信した疑い。同署によると、女は見返りに3万1600円を受け取っていた。<sup>(41)</sup>

上記の事例を見ても、仲介業を専門とする組織、親が自分の子どもを「商品」のように扱う等、日本の倫理観を疑うような事件が起きている。そして、人身売買に加担し、非合法的なビジネスとして存続させる仲介業者、または仲介的役割を担う者がいる。人身売買と仲介業者の関係は今も昔も強固であることは変わらない。

警察庁が出している『人身取引事犯の検挙状況と被害者数の推移』<sup>(42)</sup>で人身売買罪が施行された後の平成20年度の数値を見ても、経営者等が26人、仲介業者が7人であった。

仲介業者の検挙数の少なさからも、仲介業者の摘発は行き届いておらず、十分な対応をしているとはいえない。

わが国の男女間の道德観が世界から非難の的になっている現状は、公娼制度があった時と比べて良い方向に向かっているとはいえない。公娼制度の基盤にあった「人身売買的道德観」は現代社会に依然として残っており、日本の道德観は未だ曖昧である。

道德観を改めるために、「性の道德観」の尊さを訴えていくことが必要である。

「人間の尊い性を金で買うことは、不道德である」ことを訴え、人間の性が尊いもので

あるという考え方を普及させていく。これが、日本の道徳観を変えて人身売買撲滅において大きな意味をなす。

「性の道徳観」の尊さを訴える中で、救世軍が行った廃娼運動は今でも色褪せない価値を持っている。娼妓を救うために国家に公娼全廃を訴え、日本の道徳観を変えようと奮闘した姿は、現代の日本の道徳観に疑問を投げかけ、正しい道徳観のあり方について問いかける。貧困から逃れる手段に人身売買が必要悪として美化されるのではなく、就業支援、衣食住の確保など人道的な手段が講じられるべきなのではないかと考える。

人身売買は現代社会において根絶すべき課題である。そのために買い受け側と売り渡し側への摘発だけでなく、人を「商品」として扱う仲介業者の摘発を断固として行い厳正に取り締まることが求められる。そして、男女間の「性の道徳観」の尊さを訴え日本の道徳観を変え、正しい道徳観のあり方を模索することが、人身売買を根底から撲滅するために必要不可欠であり、人が「商品」として扱われない社会を目指していく必要があることを私たちひとり一人が認識しなければならない。

#### <文献>

- (1) 杉山博昭 (2002) 「1. 廃娼運動をめぐる研究状況 救世軍の廃娼運動の評価をめぐる」(『純心現代福祉研究 No.7』) 17 頁
- (2) 杉山博昭 (2002) 17 頁
- (3) 杉山博昭 (2002) 17 頁
- (4) 牧英正 (1971) 『人身売買』岩波新書 13 頁
- (5) 牧英正 (1971) 13 頁
- (6) 牧英正 (1971) 29 頁
- (7) 豊浜紀代子 (2002) 『娼婦のルーツをたずねてー京都、そして江戸・大阪』かもがわ出版、69～70 頁
- (8) 牧英正 (1971) 34 頁
- (9) 牧英正 (1971) 141 頁
- (10) 牧英正 (1971) 141 頁
- (11) 牧英正 (1971) 141 頁
- (12) 牧英正 (1971) 140 頁
- (13) 「女衞 とは - コトバンク」 <<http://kotobank.jp/word/%E5%A5%B3%E8%A1%92>>
- (14) 牧英正 (1971) 170 頁
- (15) 山室軍平 (1977) 『社会廓清論』中央公論 15 頁
- (16) 山室軍平 (1977) 16 頁
- (17) 山室軍平 (1977) 16 頁
- (18) 山室軍平 (1977) 17 頁
- (19) 救世軍『ときのこえ』第 112 号一面「女郎衆に寄る文」1900 年 8 月 1 日
- (20) 救世軍『ときのこえ』第 112 号一面「天使いの聲」1900 年 8 月 1 日  
山室軍平 (1914) 「娼妓の前身に就いて」『救済研究第二巻 第拾號』71～72 頁では、「目につくのは娼妓になる様な婦人に無職業者の多いことである。……それ故婦人に職業を授けねばならぬ。」と分析し、論じている。

- (21) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 『神の国をめざして 日本救世軍の歴史 1 (1895年 - 1926年)』  
救世軍出版供給部 54 頁
- (22) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 56 頁
- (23) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 56～57 頁
- (24) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 57 頁
- (25) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 138 頁
- (26) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 148 頁
- (27) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 199 頁
- (28) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 296 頁
- (29) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 297 頁
- (30) 秋元巳太郎、杉森英子 (1987) 297 頁
- (31) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 『神の国をめざして日本救世軍の歴史 2 (1927年 - 1946年)』  
救世軍出版供給部 31 頁
- (32) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 44 頁
- (33) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 45 頁
- (34) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 49～50 頁
- (35) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 82～83 頁
- (36) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 112～113 頁
- (37) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 202 頁
- (38) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 169 頁
- (39) 秋元巳太郎、杉森英子 (1992) 229～231 頁
- (40) 朝日新聞 2007 「人身売買容疑で組員ら逮捕 日本人女性被害」朝日新聞社、2007年7月24日
- (41) 時事通信 2010 「娘の裸写真売った母逮捕＝携帯のカメラで撮影―宮城県警」  
<<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100929-00000173-jij-soci>> 時事通信社
- (42) 『平成 21 年 警察白書』「第 1 章 生活安全の確保と犯罪捜査活動、第 3 節 安全で安心な暮らしを守る施策、7 良好な生活環境の保持、(3) 人身取引事犯に対する警察の取組み、〔1〕人身取引事犯の検挙状況等」<<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h21/honbun/html/11370000.html>>  
警察庁